

「小規模多機能型居宅介護」（介護予防）重要事項概要

当事業所は介護保険の指定を受けています
(南あわじ市指定 第2891700029号)

1 事業者（法人）の概要

- (1) 名称 医療法人社団 うしお会
- (2) 所在地 兵庫県南あわじ市八木寺内1147番地
- (3) 連絡先 TEL 0799-42-6188
FAX 0799-42-6019
- (4) 代表者名 理事長 日浅 匡彦
- (5) 設立年月 昭和61年4月14日

2 事業所（ご利用施設）の概要

- (1) 種 別 指定介護予防・小規模多機能型居宅介護事業所
平成20年4月24日
(南あわじ市指定 第2891700029号)
- (2) 名 称 あっとホーム くにうみ
- (3) 所在地 兵庫県南あわじ市八木寺内1123-1
- (4) 連絡先 TEL 0799-43-3000
FAX 0799-43-3001
- (5) 管理者 所長 三宅 里美
- (6) 開設年月 平成20年5月1日
- (7) 登録定員 25人以下（通いサービス定員15人、宿泊サービス定員9人）

3 事業所の目的及び運営方針

- (1) 目的
住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い、利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス・訪問サービス・宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、サービスを提供します。
- (2) 運営方針
利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図ります。
また、利用者の心身の状況、希望、及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

4 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

種 類	備 考
居 室	全個室9室 部屋面積 (10.2㎡~11.5㎡)
居間兼食堂	131.12㎡
台 所	14.28㎡

浴室	10.01㎡
消防設備	自動火災報知設備・誘導灯・火災報知器・消火器・簡易スプリンクラー設備
その他	事務室・洗濯室・トイレ

※上記は、南あわじ市が条例で定める基準により、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

5 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

南あわじ市

※上記以外の地域の方は原則、当事業所のサービスを利用できません。
旧三原町在住の方を中心に片道30分以内の方に利用していただけます。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月～日 9時00分～16時00分
訪問サービス	随時
宿泊サービス	月～日 17時00分～9時00分

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

6 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業員の職種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
1. 事業所長 (管理者)	1人		1人	事業内容調整
2. 介護支援専門員	1人		1人	サービスの調整 ・相談業務
3. 介護職員	9人以上	3人以上	7人	日常生活の介護 ・相談業務
4. 看護職員	1人		1人	健康チェック等 の医務業務

7 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険の給付の対象となるサービス)
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 (介護保険の給付対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画（介護予防計画）に定めます（(5) 参照）。

<サービスの概要>

① 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

ア 食事

- ・ 食事の提供及び食事の介助をします。
- ・ 調理場で利用者が調理することができます。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。

イ 入浴

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・ 入浴サービスの利用は任意です。

ウ 排泄

- ・ 利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

エ 機能訓練

- ・ 利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

オ 健康チェック

- ・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

カ 送迎サービス

- ・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

② 訪問サービス

- ・ 利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。出かけるための準備、病院までの送迎、地域活動への参加の援助、その際は、訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。

③ 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

(1) <サービス利用料金>（契約書第5条参照）

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額。利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）です。

介護認定	単位数	一ヶ月の 介護報酬額(円)	1ヶ月の自己負担額(円)		
			1割	2割	3割
要支援 1	3,450	34,500	3,450	6,900	10,350
要支援 2	6,972	69,720	6,972	13,944	20,916
要介護 1	10,458	104,580	10,458	20,916	31,374
要介護 2	15,370	153,700	15,370	30,740	46,110
要介護 3	22,359	223,590	22,359	44,718	67,077
要介護 4	24,677	246,770	24,677	49,354	74,031
要介護 5	27,209	272,090	27,209	54,418	81,627

- 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画(介護予防計画)に定めた期日より利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画(介護予防計画)に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。
- 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。
登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
登録終了日・・・利用者当事業所の利用契約を終了した日
- ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます
(下記(2)ア及びイ参照)
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

イ 時間外超過について

通いの通常利用時間(9:00～16:00)を超える利用については、前後2時間以内500円、その他30分毎に500円の延長料金をご負担いただきます。

ウ 加算(1日につき)

小規模多機能型居宅介護事業所(介護予防)に登録した日から起算して30日間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。
※介護予防の方は全額自己負担が発生する場合があります。

1. 加算対象サービスとサービス料金	初期加算(30日間) 300円(1日あたり)
2. うち、介護保険から給付される金額	270円(1日あたり)
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	30円(1日あたり)

- ・看護職員配置加算（Ⅰ）・・・ 900 単位/月
（常勤かつ専従の看護師を 1 名以上配置している場合）
- ・看護職員配置加算（Ⅱ）・・・ 700 単位/月
（常勤かつ専従の准看護師を 1 名以上配置している場合）
- ・看護職員配置加算（Ⅲ）・・・ 480 単位/月
（看護職員を常勤換算方法で 1 名以上配置している場合）

- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・・・ 750 単位/月
（研修等を実施しており、かつ、従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が 70%以上、又は勤続 10 年以上の介護福祉士が 25%以上である場合）

- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）・・・ 640 単位/月
（研修等を実施しており、かつ、従業者の総数のうち常勤職員の占める割合が 50%以上である場合）

- ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）・・・ 350 単位/月
（従業者の総数のうち常勤職員 50%以上、介護福祉士 40%以上、勤続 7 年以上の者が 30%以上配置されている場合）

- ・認知症加算（Ⅰ）・・・ 920 単位/月
- ・認知症加算（Ⅱ）・・・ 890 単位/月
- ・認知症加算（Ⅲ）・・・ 760 単位/月
介護を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）
- ・認知症加算（Ⅳ）・・・ 460 単位/月
要介護 2 に該当し、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅱ以上）

- ・総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)・・・ 1200 単位/月
（個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や、看護職員等の他職種協働により随時適切に見直しを行っている場合）

- ・訪問体制強化加算・・・ 1000 単位/月
（居宅における生活を継続するための訪問サービスについて提供体制を強化）

- ・若年性認知症利用者受入加算・・・ 800 単位/月
（6 5 歳までの若年性認知症の方の特性やニーズに応じたサービスの提供）

- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）・・・ 所定の単位数に 14.9%を乗じた単位数
※所定の単位数とは、サービス利用料と、その他加算料（利用者様の介護度等により違う）初期加算・認知症加算・看護職員配置加算・サービス提供体制加算等、合計自己負担額のことです。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食事の提供（食事代）

料金： 朝食 350円 昼食 650円 夕食 550円

② 宿泊に要する費用

料金： 一泊 2000円

③ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金・材料代等の実費をいただきます。

④ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 20円

⑤ 個人使用による電気の使用料について

施設内は冷暖房完備であり、各居室においても快適に過ごせるよう設備されているが、個人にて持ち込み使用される冷暖房器具、及びテレビ等の電気器具の費用はご負担いただきます。

（電気毛布 電気アンカ テレビ ラジオ 扇風機 その他）

⑥ 区域外の送迎及び診療受診、その他付き添い等に要する時間に応じて、必要経費をご負担いただきます。

（最初の1時間までは1,000円その後30分毎に500円）

⑦ 洗濯代

入浴日の洗濯について1回500円。

持ち帰り洗濯する場合は徴収いたしません。

注) 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月30日までにお支払いください。

① 業所での現金支払い

② 銀行振込み

【銀行振り込みの場合】

徳島大正銀行 南あわじ支店 普通預金 NO.8518826

名義:医療法人社団 うしお会 理事長 日浅 匡彦(ヒアサ マサヒコ)

【郵便振替の場合】

口座記号番号00940-8-205630 加入者名:医療法人社団うしお会

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

○ 小規模多機能型居宅介護（介護予防）サービスは、小規模多機能型居宅介護計画（介護予防計画）に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービス

を組み合わせて介護を提供するものです。

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護（介護予防）サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに、事業者に出してください。
- 5.（1）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5.（2）の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 (実費相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

（5）身体拘束等行動制限について

- 1 原則的に身体拘束は行わない
- 2 生命の危険性があるなど緊急やむを得ない場合で代替方法がない場合は、同意に基づき実施する場合があります。

<緊急やむを得ず「身体拘束」をする場合>とは

- ア) 緊急やむをえない場合とは、予測し得ない状況の発生により、応急的に対応する場合
- イ) 緊急やむをえない場合とは、利用者本人にとっての状態であり、事業者側の状態ではありません。

<緊急やむを得ず身体拘束する場合には、次の3点の要点をすべて満たすことが必要としています。>

- ①切迫性・・・利用者本人又は他の利用者の生命・身体が危険にさらされている可能性が著しく高い
- ②非代替性・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
- ③一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

（6）重度化及び終末期における対応について

かかりつけの医療機関とも連携し、施設としても最善の支援をします。御家族とも情報の共有を図ります。もし、不測の事項が起きた場合には、その時々状況に応じ、登録を終了することをお勧めする場合がありますので、予めご了承願います。

(7) 小規模多機能型居宅介護計画（介護予防計画）について

小規模多機能型居宅介護（介護予防）サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業所は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画（介護予防計画）を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

8 個人情報保護に関する事項

利用者の個人情報を含む小規模多機能型居宅介護計画（介護予防計画）者及び各種記録等については、関係法令、及びガイドライン等に基づき個人情報保護に努めます。

- ・利用者のセンシティブ情報等、個人のプライバシーに関する情報等については厳重な管理のもと使用します。
- ・個人情報の持ち出し禁止、緊急特別な場合を除き、他者に情報を漏らしません。
- ・個人情報を他者の目に触れるところに放置しません。
- ・全ての職員は個人情報保護法の理解に努めます。
- ・個人情報保護8原則を守ります。

①収集制限原則②データ品質の原則③目的明確化④利用制限の原則⑤安全保護の原則⑥公開の原則⑦個人参加の原則⑧責任原則

9 事業計画等の閲覧及び情報公開について

事業所の事業計画や財務内容についての資料は、申し出により、いつでも閲覧できるし、「介護サービス情報公表」制度により、インターネットを通じて介護事業所の事業内容等について、ホームページからも、公表画面が見られるし、必要なときに印刷してアウトプット出来ます。

①公表画面へのアクセス方法

②「介護サービス情報公表センター」ホームページ

<http://www.espa.-shientcenter.org/>

10 苦情の受付について（契約書第18条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

あっとホームくにうみ 事業所長（管理者）三宅 里美

受付方法：TEL・FAX・文書または来所等いずれでも可

TEL：0799-43-3000 FAX：0799-43-3001

携帯電話：080-5445-9568

携帯メール attohomukuniumi@gmail.com

Eメール **kuniumi@tempo.ocn.ne.jp**

○受付時間

毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

また、苦情、ご意見等受付ボックスを玄関ロビーに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

南あわじ市 市民福祉部 長寿・保険課 国民健康保険 団体連合会	所在地	南あわじ市市善光寺2番地1
	電話番号	0799-43-5217
	受付時間	8:30～17:15 月～金
	所在地	神戸市中央区三宮町1丁目9-1-1801
	電話番号	078-332-5617
	受付時間	9:00～17:15 月～金

1.1 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護（介護予防）の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護（介護予防）について知見を有する者等

開催：隔月で開催。

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

1.2 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関・施設>

- ・医療法人社団うしお会 八木病院
兵庫県南あわじ市八木寺内1147番地 TEL 0799-42-6188
- ・正木歯科クリニック（院長 正木 貴）
兵庫県南あわじ市八木寺内1311-2 TEL 0799-42-5770
- ・山崎眼科（院長 山崎 樹^{きよし}敬）
兵庫県南あわじ市小井字川西451-57 TEL 0799-43-5277
- ・老人保健施設 ひまわり（施設長 森岡 伸一）
兵庫県南あわじ市八木寺内347-4 TEL 0799-42-7801
- ・特別養護老人ホーム 翁寿園（施設長 垣 いくみ）
兵庫県南あわじ市八木寺内373-1 TEL 0799-42-6006

1.3 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回行います。

<防災設備等>

自動火災報知機 ・ 非常通報装置 ・ 誘導灯 ・ 消火器
非常用照明 ・ スプリンクラー 等

<地震、大水等災害発生時の対応>

- 事業所は、海拔30mの位置にあるため津波に対して被災する可能性は低いと思われま。しかし、万が一、大地震が発生した場合は、緊急避難所として地域の方々に使用していただき、地域のサブ防災施設として機能していきます。

1.4 サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での、他の利用者に対する執拗な宗教活動及び、政治活動はご遠慮ください。
- 爆発物、火薬類・刃物、ナイフ、カミソリ、針、ハサミ等その他危険物の持ち込みは厳禁とします。
(ただし、髭剃り等に使うカミソリや、ハサミ、針等持ち込む場合は事務所に届け出のこ、尚、使用する際は、職員見守りの上、使用のこととします。)
- 食べ物、お菓子等を他の利用者様に渡したり、配ったりする行為は固くお断りいたします。

※ 利用者様はほとんどの方が高齢で、しかも要介護認定を受けておられる、体の弱い方が利用されています。当施設で用意した食べ物については責任をもちますが、施設長の許可なく勝手に他の利用者様に配布したりした行為により、利用者様が誤嚥、肺炎、食中毒、食欲不振、体調不良等あらゆる弊害を起こされることが想定されます。生命の危機に瀕することも十分考えられますので、ご利用にあたってはご家族におかれましてもご理解の上、十分注意くださいますようお願いいたします。

1.5 利用の受け入れ基準・資格

介護保険法の要介護（1～5）・要支援認定（1～2）を受けられている方で、自立できず介護が必要な人。なお、原則、南あわじ市旧三原町生活圏域を置いている方。（南あわじ市旧三原地区以外の方も利用できます。但し送迎時間が30分以内の場所に限ります。）

1.6 介護・看護記録の開示方法について

介護・看護の記録について、お知りになりたい方は、毎年（9月1日、3月1日）年2回公表開示とします。尚開示にあたっては、個人情報保護法に基づいて行いますので、ご希望の利用者様、及びご家族の方は、本人確認ができる公的書類、もしくは利用者様との関係が証明できる公的書類を必ず持参してください。証明書類を提示されない方の開示は固くお断りいたしますので、ご了承ください。

< 公的書類 >

運転免許証・旅券（パスポート）・住民票・戸籍謄本・各種健康保険証・各種年金手帳・印鑑登録証明書等々。

小規模多機能型居宅介護（短期利用）

※小規模多機能型居宅介護の宿泊室に空床のある場合には、登録定員に空きがある場合にあつて、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用が可能となります。

短期利用居宅介護費の基本報酬

基本サービス	要介護度 状態区分	単位数
介護予防短期利用 居宅介護費	要支援 1	424 単位/日
	要支援 2	531 単位/日
短期利用居宅介護費	要介護 1	572 単位/日
	要介護 2	640 単位/日
	要介護 3	709 単位/日
	要介護 4	777 単位/日
	要介護 5	843 単位/日

※算定要件

- ・登録者の数が登録定員未満であること。
- ・利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であつて、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。
- ・利用の開始に当たつて、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用を定めること。
- ・指定小規模多機能型居宅介護等が提供するサービス提供が過少である場合の減算を受けていないこと。
- ・指定基準に定める従業者の員数を置いていること。

【加算】

加算名	単位数	算定要件
サービス提供体制強化加算 (I) (限度額管理の対象外)	25 単位/日	従業者の総数のうち勤続 10 年以上の介護福祉士が 25%以上である場合。
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数に 7.6%を乗じた 単位数	

上記の重要事項説明について、確認の証として本書2通を作成し、双方記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

当事業者は、小規模多機能型居宅介護施設のサービス提供開始にあたり、利用者に対し本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者（代理）

事業所	所在地	兵庫県南あわじ市八木寺内1123-1
	名称	医療法人社団うしお会 小規模多機能型居宅介護 あっとホーム くにうみ
代表者	所長	三宅 里美 印

説明者 職名

氏名 印

私は、本書面により、事業者から小規模多機能型居宅介護（介護予防）について、重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意致します。

利用者（契約者） 住所

氏名 印
TEL ()

利用者側同意者
(契約者代理人)

住所
続柄 ()

氏名 印
TEL ()

小規模多機能型居宅介護契約における個人情報使用同意書 (介護予防)

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定小規模多機能型居宅（介護予防）サービス、又は他の介護サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要なため。

2. 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3. 個人情報の内容（例示）

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他一切の利用者や家族個人に関する情報。
- ・その他必要とされる情報。

※ 「個人情報」とは、利用者及び家族個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

4. 使用する期間

令和 年 月 日から契約終了日まで